

令和4年度佐久市市民活動サポートセンター運営委託業務企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和4年度佐久市市民活動サポートセンター運営委託業務企画提案（以下「企画提案」という。）について、公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市市民活動サポートセンター運営委託業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、佐久市企画部長をもって充て、副委員長は、佐久市総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

佐久市福祉部から市長が指名する職員 1名

佐久市教育委員会社会教育部から市長が指名する職員 1名

佐久市協働のまちづくり推進会議の代表者又はその指名する者 1名

区長会の代表者又はその指名する者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から企画提案の審査終了までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐久市企画部広報広聴課が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月19日から施行する。